

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 28 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産シソクサのイソプロチオラン)

標記については、令和 3 年 6 月 4 日付け薬生食輸発 0604 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産シソクサ及びその加工品について、イソプロチオランに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 4 年 1 月 24 日現在イソプロチオランに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 東京顕微鏡院
株式会社 日本食品エコロジー研究所